

藤沢型地域包括ケアシステム 6つの重点テーマの取組について

1 趣旨

藤沢型地域包括ケアシステムの推進にあたっては、2025年に向けて6つの重点テーマにおいてロードマップを設定し、地域共生社会の実現に向けた取組の推進及び深化を図ってきました。

ロードマップの最終年である2025年に向け、「令和5年度までの進捗評価」及び「今後の課題設定の方向性」を検討するため、藤沢型地域包括ケアシステムに関連する取組実績及び2025年以降を見据えた課題等について、庁内において照会を行い、それをまとめるものです。

2 全体評価結果(自己評価)

専門部会に参加した累計66課の自己+評価では、全体で「5 達成できた」は4課で6.1%、「4 概ね達成できた」は40課で60.6%、「3 どちらともいえない」は20課で30.3%、「2 やや達成できなかった」は2課で3.0%でした。「5 達成できた」と「4 概ね達成できた」を合わせた数では、44課の66.7%でポジティブな評価となっています。

3 現状からの考察

6つの重点テーマの評価内容については、次ページ以降の記載となりますが、全体を通じて、重層的支援体制整備事業を含め相談支援体制の拡充やネットワークの構築など各重点テーマにおける基盤について形作ることができました。

また、支援体制等の構築により、顕在化しやすくなった問題点の把握、課題の整理及び解決に向けた検討の場などの設定も各分野で行われています。

さらに、既存の事業・サービスの展開や、これらの事業等について市民に向けた周知啓発を継続して実施してきたことに加え、市のホームページやアプリケーションを活用した新たな取組も各分野で開始されてきました。

これらの状況から、庁内を中心とした藤沢型地域包括ケアシステムとしての基盤整備は概ね完成したものと考えます。

4 今後の展開

今後、地域共生社会を実現するためには、市民にとって地域共生社会の実現を身近なものとして感じていただくことが重要です。

そのために、庁内を中心に整備された環境を応用し、各地区の既存会議体等を活用しながら、地域生活課題を解決していく必要があると考えています。市民に向けた「より届きやすい情報」、「より活用しやすい事業及びサービス」、「より効果的な地域活動等支援」などにつ

いて、市民との情報交換を進めるとともに、行政として常に地域共生社会の実現を念頭においた地域への効果的なアプローチと他部署との協働体制を継続することが必要です。

5 各重点テーマの評価について

(1)地域の相談支援体制づくり

ア 目標達成の取組

(ア)「多機関協働による相談支援ネットワークの強化」

(イ)「相談窓口へのアクセスの円滑化」

イ 実績

(ア)「多機関協働による相談支援ネットワークの強化」

- 障がい及び高齢分野を中心に相談場所の拡充、重層的支援体制整備事業の実施など、体制の構築を図りました。また、関係機関同士の定期的な会議を開催するなど相談支援のネットワーク強化を図りました。
- いわゆる「たらい回し」をなくすため、あらゆる問い合わせや相談を受け止め、担当課や関係機関等と必要に応じた情報共有をするなど、連携を図りました。
- 各地区で地域包括支援センターや障がい者地域相談支援センター、地区福祉窓口担当者が定期的な会合を持ち、情報共有を図る機会が増えています。

(イ)「相談窓口へのアクセスの円滑化」

- 各分野において継続した周知啓発活動を実施しました。
- 各分野の相談件数が増加傾向にあります。また、市民センター・公民館を中心に相談窓口が設置されたことにより、身近な場所で気軽に相談できるようになりました。
- 藤沢市民ポータルサイト「ふじまど」を開設し、情報発信や問合せに対応できる方法を拡げました。
- 誰もが相談窓口を知り、気軽に相談ができるように、相談窓口を市のホームページ等で周知し、情報発信や相談しやすい仕組みづくりを進めました。

ウ 評価結果

自己評価「専門部会：地域の相談支援体制づくり」に参加の課等：16課				
5 達成できた	4 概ね達成できた	3 どちらともいえない	2 やや達成できなかった	1 達成できなかった
1課	10課	5課	0課	0課

エ 課題

(ア)「多機関協働による相談支援ネットワークの強化」

- 複雑な相談を受けた時、これまでのネットワーク構築が活かされているのか、結果として適切な対応につながっているのかなど、検証の必要があります。
- これまでにも、個別支援の中で地域の社会資源の活用・連携は、必要に応じて行われていましたが、一方で支援体制づくり、ネットワーク構築の拡大など、さらに意識の醸成を図る必要があります。

(イ)「相談窓口へのアクセスの円滑化」

- 各取組において、市民への周知や、相談のしやすさなどについて、量的、質的な評価の必要があります。

(2)地域活動の支援・担い手の育成等

ア 目標達成の取組

(ア)「地域生活課題等の解決に向けた協働の推進」

(イ)「地域活動等への参加推進に向けたアプローチ」

イ 実績

(ア)「地域生活課題等の解決に向けた協働の推進」

- コロナ禍を過ぎ、地域活動は回復傾向にあります。
- 地域ニーズを踏まえ各公民館で「スマホ何でも相談窓口」を開催するなど、チームFUJISAWA2020を活用して相談員を募り、デジタルデバインド対策を推進しました。

(イ)「地域活動等への参加推進に向けたアプローチ」

- 相談対応の円滑化や、ボランティアマッチングの利便性などが向上しました。
- おれんじサポーターをはじめとする地域で活動している方々を含め、横のつながりを作る機会としてALLふじさわ交流会を開催しました。
- 障がい者向けのアプリ開発の検討や安全・安心プラン作成補助のためのインターネットを活用した予約を開始するなど、社会参加に向けたアプローチのしやすさを図りました。

ウ 評価結果

自己評価「専門部会：地域活動の支援・担い手の育成等」に参加の課等：9課				
5 達成できた	4 概ね達成できた	3 どちらともいえない	2 やや達成できなかった	1 達成できなかった
0課	5課	3課	1課	0課

エ 課題

(ア)「地域生活課題等の解決に向けた協働の推進」

- 担い手不足による取組の維持が、難しい状況にあります。
- 地域活動及び居場所事業等については、増加傾向が維持されましたが、推

移を注視し、状況に応じた対応の必要があります。

- 地域活動における新たな推進主体の発見及び協力依頼や、支援の受け手が支え手となる取組について、実践を積み重ねることが重要であるため、事例の収集や試行的な取組を進めていく必要があります。

(イ)「地域活動等への参加推進に向けたアプローチ」

- ICTの活用、担い手の確保などについて、重要な課題と認識して取り組んでいるものの、解決に至っておらず、担い手不足の解消等について、方向性を打ち出す必要があります。

(3)健康づくり・生きがいづくり

ア 目標達成の取組

(ア)「健康寿命延伸に向けた健康づくりと介護予防の一体的な推進」

(イ)「ライフステージに応じたフレイル予防の普及啓発」

(ウ)「身近な地域における楽しみを起点とした健康・生きがいづくりの推進」

イ 実績

(ア)「健康寿命延伸に向けた健康づくりと介護予防の一体的な推進」

- 医療・福祉関係課を中心とした意見交換による連携を図りました。
- デジタルコンテンツを活用した健康づくり・生きがいづくりの一環として食事管理アプリを活用した健康増進事業やスマホアプリの見本市を実施しました。
- 要介護・要支援となった要因について、関係各課で情報共有しました。

(イ)「ライフステージに応じたフレイル予防の普及啓発」

- デジタルデバイドの解消の一つとして、令和4年度から「みんチャレ」アプリを活用した活動量アッププログラムを実施しました。

(ウ)「身近な地域における楽しみを起点とした健康・生きがいづくりの推進」

- 健康等のイベント開催について、地区によって興味や関心に差異があることがわかりました。
- 障がい児者がスポーツを楽しめる環境整備、団体組織の継続支援、各種スポーツ大会の開催や参加支援を行い、スポーツ活動を通じた健康維持・増進などを総合的に推進しました。

ウ 評価結果

自己評価「専門部会：健康づくり・生きがいづくり」に参加の課等：7課				
5 達成できた	4 概ね達成できた	3 どちらともいえない	2 やや達成できなかった	1 達成できなかった
0課	5課	2課	0課	0課

エ 課題

(ア)「健康寿命延伸に向けた健康づくりと介護予防の一体的な推進」

- 地域における効果的なアプローチをするため、各課の情報を統合できるよう連携していく必要があります。

(イ)「ライフステージに応じたフレイル予防の普及啓発」

- 評価アンケートの結果を整理し、今後必要な啓発について検討を進めていく必要があります。

(ウ)「身近な地域における楽しみを起点とした健康・生きがいづくりの推進」

- 公民館の担当者やサークルへの誘導、啓発を行っていく必要があります。
- デジタル要素を取り入れたコンテンツを用いる前提条件として、スマートフォンの所持や使い方について、サポートしていく必要があります。

(4)在宅生活の支援

ア 目標達成の取組

(ア)「認知症フレンドリー社会の推進」

(イ)「多職種・多機関との連携した全世代にわたる医療政策の推進」

(ウ)「地域における見守り体制の強化・充実」

(エ)「誰も取り残さない災害時の支援体制づくり」

イ 実績

(ア)「認知症フレンドリー社会の推進」

- 地域支援事業に関する分科会等を通じて、医療・福祉関係課を中心とした連携のあり方や事業の棲み分けについて、議論を進めました。
- 藤沢おれんじプランに基づき各事業の進捗管理を実施するとともに、認知症施策をさらに深く検討するため認知症施策検討委員会の設置準備を行いました。

(イ)「多職種・多機関との連携した全世代にわたる医療政策の推進」

- 在宅医療などの多職種連携研修会等を開催し、専門職同士の交流を促進しました。
- 医療的ケア児コーディネーター勉強会等の開催により、医療的ケア児支援のネットワーク構築に向けた情報共有を図りました。

(ウ)「地域における見守り体制の強化・充実」

- 地域での交流会を開催することにより、地域団体の見守り活動内容の理解、意識の向上などを図りました。
- 高齢者の見守りとして、事業者等と協定を締結し屋外からの見守りの強化及び緊急通報システムを活用した見守り事業を実施し、高齢者の在宅生活支援の一助を担いました。

(エ)「誰も取り残さない災害時の支援体制づくり」

- 辻堂地区をモデル地区として、個別避難計画作成に向けた検討を防災部局や市民センター、地区防災協議会が中心となって行いました。さらに、関係者間で作成の主体や進め方、行政の関わり方を議論し、方向性をまとめたうえで、計画を作成しました。

ウ 評価結果

自己評価「専門部会：在宅生活の支援」に参加の課等：13課				
5 達成できた	4 概ね達成できた	3 どちらともいえない	2 やや達成できなかった	1 達成できなかった
1課	7課	4課	1課	0課

エ 課題

(ア)「認知症フレンドリー社会の推進」

- 地域において効果的なアプローチをするため、各課の持っている情報を統合できるような連携の必要があります。

(イ)「多職種・多機関との連携した全世代にわたる医療政策の推進」

- 在宅医療について、さらなる知識の浸透を目的に庁内職員向けの研修等の強化について検討の必要があります。

(ウ)「地域における見守り体制の強化・充実」

- 各地区での見守りについては、各々の立場からの見守りという視点で、今後議論を深めていく必要があります。

(エ)「誰も取り残さない災害時の支援体制づくり」

- 避難行動に加え、避難後の生活について関連各課と検討していく必要があります。

(5)社会的孤立の防止

ア 目標達成の取組

(ア)「地域社会から長期的に孤立している方への継続的な支援の仕組みづくり」

(イ)「地域とつながるための社会参加支援」

イ 実績

(ア)「地域社会から長期的に孤立している方への継続的な支援の仕組みづくり」

- 社会的孤立の防止を目的に関連各課において他課や機関との連携体制の構築を促進しました。
- 市民ボランティアの養成や市民ボランティアとともに、誰もが参加しやすいイベントの開催等、目的達成のための取組を継続して実施しました。
- 支援のプラットフォームとしての重層的支援会議の活用について、複合的な

課題のあるケースを重層的支援会議で検討することで、支援方針の明確化及び具体的な支援につなげることができるようになりました。

- ヤングケアラーへの支援分科会において、相談の窓口を整理し、市立学校教職員に向けて、市で作成したヤングケアラーのリーフレットを配布するなどの周知を行いました。
- ひきこもり状態にある方への支援分科会において、ひきこもり支援研修実施、相談窓口の明確化及び周知を行いました。
- 当事者にとっての居場所づくりの必要性を共有、家族会定例会及び学習会等への参画により、制度・サービス及び家族としての対応等などについて情報共有を行いました。

(イ)「地域とつながるための社会参加支援」

- 農福連携という形で、畑を舞台とした居場所づくりや、サポーター養成を行いました。
- 農家と障がい者施設を結びつけるマッチング事業について、年々マッチング件数が増加していることから、障がい者が作業できる分野の拡大に、役立つことができたと考えます。

ウ 評価結果

自己評価「専門部会：社会的孤立の防止」に参加の課等：13課				
5 達成できた	4 概ね達成できた	3 どちらともいえない	2 やや達成できなかった	1 達成できなかった
1課	10課	2課	0課	0課

エ 課題

(ア)「地域社会から長期的に孤立している方への継続的な支援の仕組みづくり」

- 社会的孤立の防止の周知・啓発については、今後、周知・啓発の効果について検証の必要があります。

(イ)「地域とつながるための社会参加支援」

- 当事者が外に出ることを前提とした社会参加の検討が、中心となっているが、生活の多様化に鑑み、社会とのつながりのあり方を検討する必要があります。
- 相談支援につながらず、孤独・孤立に陥り、心身に支障をきたす状況になる前の予防的なアプローチの必要があります。
- 孤独・孤立状態にある方は社会的つながりが、希薄であることを念頭にアウトリーチの手法を考える必要があります。

(6)環境整備等

ア 目標達成の取組

- (ア)「地域の衛生面に配慮した住環境の確保と、維持するための仕組みづくり」
- (イ)「外出しやすい環境づくりの推進」
- (ウ)「円滑に住まいに入居できる取組の推進」

イ 実績

- (ア)「地域の衛生面に配慮した住環境の確保と、維持するための仕組みづくり」
 - 「藤沢市良好な生活環境の確保に向けた支援のガイドライン」を作成しました。
 - いわゆる「ごみ屋敷問題」について、関連部署と総務課が調整のうえ、環境事業センターや関連部局と対応しました。
- (イ)「外出しやすい環境づくりの推進」
 - 地域主体の乗合タクシー事業について、既に導入している地域への継続的な支援及び新規導入に向けた試みを実施しましたが、地域の移動ニーズや、地域の状況変化に対し、乗合タクシー事業では解決することが困難な移動に関する課題に直面しました。
 - 障がい者サービスについて、地域生活支援事業のうち、移動支援に係る報酬単価の見直しを行い、事業者の実施を援助することができました。
- (ウ)「円滑に住まいに入居できる取組の推進」
 - 居住支援協議会(住宅確保要配慮者支援のための分科会)について、不動産団体及び福祉団体と連携し、住宅確保要配慮者の円滑な入居を支援するための居住支援協議会を設置し、分科会として位置づけました。
 - 住居確保困難者に対する居住支援については、住まい探し相談会や、相談先を記載したチラシを作成するなどの取組を行いました。
 - 市民が、住居に関する相談できる場として、居住に関する相談会等設定し、対応していますが、居住支援のニーズに体制が追いついていないことや、必要な方に周知ができていない状況があります。

ウ 評価結果

自己評価「専門部会：環境整備等」に参加の課等：8課				
5 達成できた	4 概ね達成できた	3 どちらともいえない	2 やや達成できなかった	1 達成できなかった
1課	3課	4課	0課	0課

エ 課題

- (ア)「地域の衛生面に配慮した住環境の確保と、維持するための仕組みづくり」
 - 「藤沢市良好な生活環境の確保に向けた支援のガイドライン」が作成されていることから、ガイドラインの活用状況や効果等、検証の必要があります。

(イ)「外出しやすい環境づくりの推進」

- 乗り合いタクシーなどについては、地域、社会福祉法人及び民間企業等と連携し、ニーズに応じた事業を検討する必要があります。

(ウ)「円滑に住まいに入居できる取組の推進」

- 入居後の課題に不安を持つ大家と要配慮者が、安心して賃貸契約できるような環境整備をしていく必要があります。

以上